

日本学生支援機構貸与奨学金 家計が急変したとき

本奨学金は、やむを得ない事由により家計が急変（事由発生時点から1年以内）した方で、次表のいずれかに該当する場合、**年度の途中においても出願が可能**です。

ただし、**該当する事由を証明する書類が提出できない場合は出願できません。**

※給付奨学金の家計急変採用は出願可能な事由が異なります。詳細は、[機構HP](#)をご確認ください。

緊急・応急の出願が可能な事由	事由を証明する書類
A. 生計維持者が、会社等の倒産等により解雇、その他諸事情により早期退職した場合	解雇通知、退職証明書、または雇用保険受給資格者証など。
B. 生計維持者が、死亡または離別した場合	死亡診断書または戸籍謄本など。
C. 生計維持者が、破産した場合 ※破産の手続き中の場合は対象外です。	破産手続開始決定の通知書など。
D. 生計維持者の病気・事故・会社倒産・経営不振・その他の事由による家計急変により、申込者の属する世帯の家計に著しい支出の増大、もしくは収入の減少が発生した場合	病気や事故の場合、医師の診断書など。会社倒産や経営不振の場合、急変したことを証明できる書類。
E. 火災・風水害・震災等の災害により、申込者の属する世帯の家計に著しい支出の増大、もしくは収入の減少が発生した場合	罹災証明書または被災証明書など。

※奨学金種別・貸与月額など

学年	奨学金種別	貸与月額	いつから (貸与始期)	いつまで (貸与終期)
全学年	緊急採用 (第一種)	「第一種」奨学金の基準に準ずる	家計急変の生じた月以降で希望する月	原則として、採用となった年度の3月まで
	応急採用 (第二種)	「第二種」奨学金の基準に準ずる	4月以降の希望月	標準修業年限が終了するまで

※すでに日本学生支援機構奨学金の第一種・第二種を貸与している場合、重複して同種の奨学金を貸与することはできません。